

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）

目論見書 2004年8月

設定・運用は

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



- 当ファンドは、主としての値動きのあるマザーファンドに投資します。マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

「りそな・日経 225 オープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 7 月 16 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 8 月 1 日にその届出の効力が生じております。

- 有価証券届出書提出日 …………… 平成 16 年 7 月 16 日
- 募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称………… りそな・日経 225 オープン
- 募集内国投資信託受益証券の金額………… 継続募集額 3,000 億円を上限とします。
- 発行者名………… ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
- 代表者の役職氏名 …………… 代表取締役社長 右近徳雄
- 本店の所在の場所 …………… 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号
- 縦覧に供する場所 …………… 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 ファンドの経理状況	29
第3 その他	58
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	58
約款	(巻末)

第一部証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・日経225オープン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益証券で、原則として無記名式です（以下「受益証券」といいます）。ただし、ご希望により記名式に変更、または、記名式から無記名式への変更を行なうことができます。また、当ファンドは格付けを取得していません。

(3) 発行数

継続募集期間（平成16年8月1日から平成17年10月11日まで）において、発行価額の総額（受益証券1口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた金額の累計額）が、3,000億円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

この継続募集期間中については、3,000億円を上限とします。

なお、上記金額には下記の申込手数料は含まれておりません。

(5) 発行価格

取得申込受付日の基準価額*とします。（当初元本：1口＝1円）

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）あるいは販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「日経225」と表示されます。）に掲載されます。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当りの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(6) 申込手数料

①お申込手数料（1万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は1.05%（税抜き1.0%）となっております。

※申込手数料には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

※「自動けいぞく投資コース」収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

②ただし、償還乗換え※でこのファンドをお申込みになる場合には、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について

は申込手数料は無料となります。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(7) 申込単位

① 自動けいぞく投資コース

1万円以上1円単位です。

※取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）相当額を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※「定期引出コース」を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出コース」を選択することができます。

② 一般コース

1万口以上1万口単位です。

販売会社毎の取扱いコース等については、各販売会社にご確認ください。

また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(8) 申込期間

平成16年8月1日から平成17年10月11日までとします*。

*申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）。

*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

(10) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

(11) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(9) 申込取扱場所」と同一です。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

① 申込みの方法等

1) 受益証券の取得申込に際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

◇「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出取引」を選択することもできます。

◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「定時定額購入取引（積立て）」につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

4) 原則として各営業日の午後 3 時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までに取得申込みが行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 委託会社のお問合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時
(わが国の証券取引所の半休日は午前 9 時から正午)

URL <http://www.sgam.co.jp/>

第二部ファンド情報

第1ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

親投資信託である「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」といふことがあります。）受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価（日経 225）※と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

※日経平均株価（日経 225）とは、東証第 1 部上場銘柄のうち市場を代表する 225 銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株価指数）の一つです。

1. 計算式

日経平均株価＝日経平均採用 225 銘柄の株価合計／除数

- i. 株価の合計は、50 円額面以外の銘柄は 50 円額面に換算して行ないます。
- ii. 小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求めます。
- iii. 株価の採用優先順は、①現在の特別気配、②現在値（または終値）、③基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

2. 除数の修正

除数（当初 225）は、日経平均株価採用銘柄に市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入れ替え等）があった場合、日経平均株価指数の連続性を維持するために修正されています。

3. 構成銘柄と銘柄選定基準

日経平均株価（日経 225）は、長期間にわたる継続性の維持と、産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成します。

東証第 1 部上場銘柄のうち、原則として、市場流動性の高い「高流動性銘柄群」を選び出し、これを六分類（技術、金融、運輸・公共、資本財・その他、消費、素材）し、業種のバランスをとって 225 銘柄に絞り込みます。

※日経平均株価（日経 225）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型（日経 225 連動型）※に属します。

※「インデックス型（日経 225 連動型）」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上株式への投資制限を設けず、日経 225 指数に連動する成果を目指すもの」とされるファンドをいいます。

③ ファンドの特色

1) 日経平均株価（日経 225）に連動する投資成果を目指します。

・日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用する「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

2)日経平均株価採用銘柄(225銘柄)の中から、原則として200銘柄以上に等株数投資を行ないます。

- ・日経平均株価採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行なわないことがあります。

3)株価指数先物取引等を併用し運用の効率化を図ります。

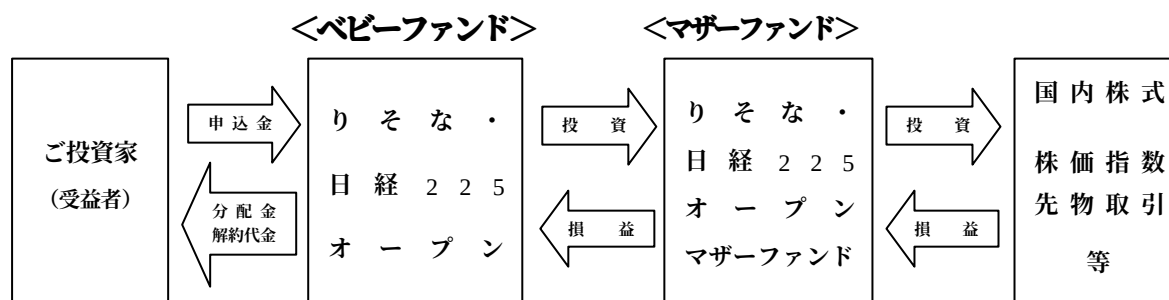
- ・日経平均株価指数先物取引等を活用の方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

4)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ・株式の実質投資割合は原則100%程度としますが、急な大口資金の流入時には日経平均株価との連動率の向上を図るため、実質投資割合を110%を上限として高めることがあります。

5)当ファンドは、「マザーファンド方式」により運用を行ないます。

- ・「マザーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行なう仕組みです。



④信託の目的、金額および追加信託の限度額(約款第2条)

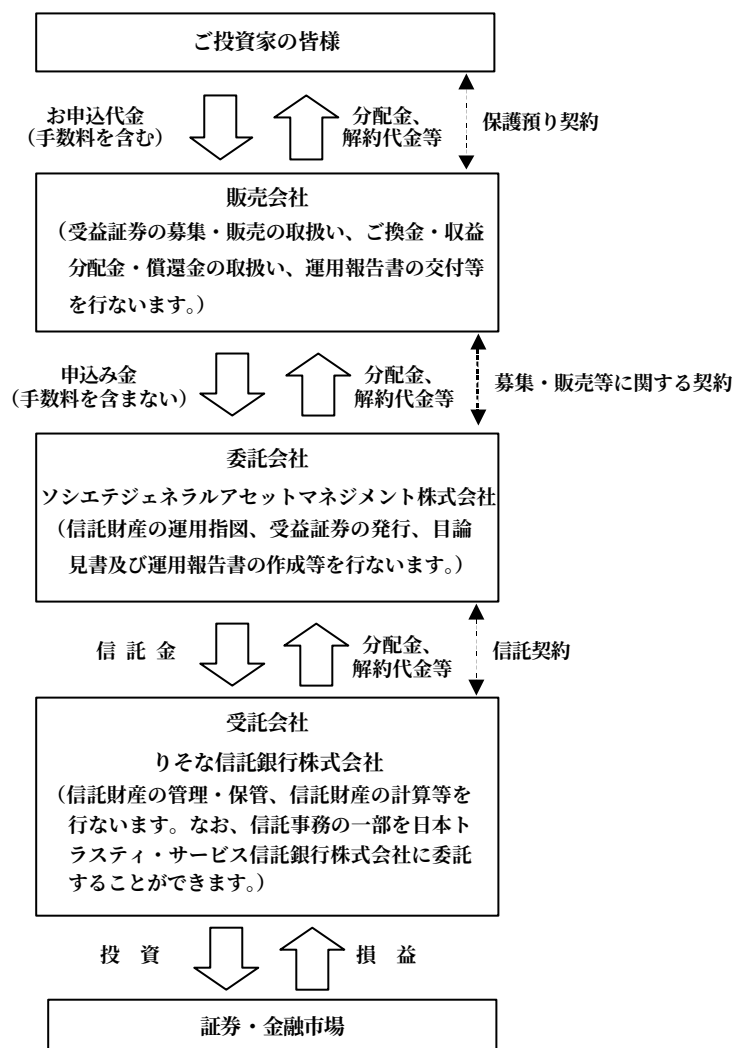
- 1)委託会社は、金2,242,947,797円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託会社はこれを引受けます。
- 2)委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行なわれたときは受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。
- 3)委託会社は、受託会社と合意のうえ、前記2)の限度額を変更することができます。

(2)ファンドの沿革

- | | |
|-------------|---|
| 平成11年7月23日 | 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始 |
| 平成14年10月15日 | ファンドの名称を「あさひ東京・日経225オープン」から「りそな・日経225オープン」に変更 |

(3) ファンドの仕組み

① 委託会社及びファンドの関係法人



② 委託会社の概況

- | | |
|-------------|--|
| 1) 名称 | ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 |
| 2) 住所 | 東京都中央区日本橋兜町5番1号 |
| 3) 資本金 | 平成16年8月1日現在：12億円 |
| 4) 会社の沿革 | |
| 昭和46年11月22日 | 山一投資コンサルティング株式会社設立 |
| 昭和55年1月4日 | 山一投資顧問株式会社へ社名変更 |
| 平成10年1月28日 | ソシエテジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる |
| 平成10年4月1日 | エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成10年11月30日 | 証券投資信託委託会社の免許取得 |
| 平成16年8月1日 | りそなアセットマネジメント株式会社と合併及びソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 |

5) 大株主の状況

平成16年8月1日現在

名称	住所	所有株式数	持株比率
ソシエテジェネラル投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100.0%

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

日経平均株価（日経 225）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

② 投資態度

1) 主として「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」受益証券に投資し、日経平均株価（日経 225）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。なお、株式等に直接投資することもあります。

※日経平均株価（日経 225）が上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇することを目標とし、日経平均株価（日経 225）が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。

2) 組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。日経平均株価（日経 225）採用銘柄のうち原則として 200 銘柄以上に等株数投資を行ないます。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行なわないことがあります。

3) 現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

4) 株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合（信託財産に属する当該証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額の、信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。）は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 110%を超えないものとします。

5) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

6) ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

③ 運用の形態

「マザーファンド方式」で運用を行ないます。当ファンドは、「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」受益証券に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行ないます。

(2) 投資対象

① 主な投資対象

「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 運用の指図範囲（約款第 18 条第 1 項）

委託会社は、信託金を「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7.コマーシャル・ペーパー
- 8.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
- 10.投資信託証券の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
- 11.投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 12.オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- 13.預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
- 14.貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

なお、前記1.の証券または証書、9.および13.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものならびに10.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに9.および13.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10.および11.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（約款第18条第2項）

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.抵当証券

④前記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の1.から5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第18条第3項）

⑤国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有

価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。（約款「運用の基本方針」）

- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行なうことができます。（約款「運用の基本方針」）

(3)運用体制

①投資戦略の決定

投資情報会議において、マクロ環境見通し・資産別市場見通しを決定し、それを基に、運用戦略会議および資産配分決定会議において、ファンドの投資戦略および資産配分戦略を決定します。

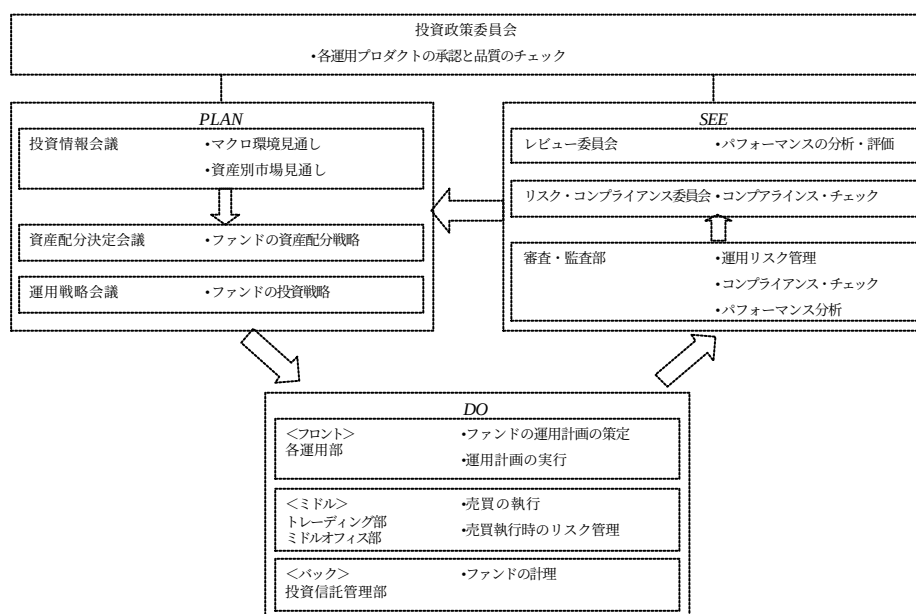
②投資戦略に基づく運用の実行

各運用部は、運用戦略会議の決定に基づき、ファンドの運用計画を策定、実行します。

③運用結果の評価

レビュー委員会において、ファンドの運用状況の分析・評価を行ない、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス・チェックを行ないます。

また投資政策委員会が運用プロダクトの承認と品質のチェックを行なう形で、運用全体の最終責任を負っています。



＊委託会社の運用体制は平成 16 年 8 月 1 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)配分方針

①収益の分配（約款「運用の基本方針」、約款第 40 条）

毎決算時（毎年 7 月 11 日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行なう方針です。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益＊および売買益等※の全額とします。

2)収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対

象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてなかった収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行いません。

※配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。）、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

① 株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券等への投資制限（約款第 18 条第 4、6 項）

1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 投資信託証券への投資制限（約款第 18 条第 5、6 項）

1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲（約款第 19 条）

1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割

当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 2)前記 1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

⑤同一銘柄の株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第 20 条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行ないません。
- 2)前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦信用取引の指図範囲（約款第 21 条）

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2)前記 1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図（約款第 22 条）

- 1)委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。

⑨スワップ取引の運用指図（約款第 23 条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異

なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことを指図できます。

- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) 前記 3) においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの純資産総額に占める、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

⑩金利先渡取引の運用指図（約款第 24 条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 25 条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるもの（以下「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行ないません。
- 2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資は行ないません。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行いません。

⑭資金の借入れ（約款第33条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2) 前記1)の資金借入れ額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

⑮デリバティブ評価損の制限（「投資信託および投資法人に関する法律施行規則」第27条第1項第5号）

委託会社は、信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が次の1)および2)に掲げる額（これらの取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により、評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに3)および4)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当ファンドの信託財産において有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図いたしません。

- 1) 当ファンドの信託財産に発生した先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定で発生したものを除きます。）
- 2) 当ファンドの信託財産における有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち、売付約定における原証券等の時価とその行使価格との差額であってそのオプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額からそのオプションの帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- 3) 当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証券の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- 4) 当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証券の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

⑯同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図いたしません。

（参考）「りそな・日経225オープンマザーファンド」の投資方針の概要

(1)運用方針

わが国の株式中心に投資を行ない、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

(2)投資態度

- ①株式への投資は、日経平均株価に採用されている銘柄の中から原則として200銘柄以上に等株数投資を行ないます。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入は行なわないことがあります。
- ②現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- ③株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質組入比率は、信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。
- ④株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行なうことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡し取引を行なうことができます。

(3)主な投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

(4)主な投資制限

- ①株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資については、制限を設けません。
- ⑤同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドの受益証券への投資には、マザーファンド受益証券の価格変動に伴うリスクがあります。したがって、当ファンドは元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。委託会社の指図に基づきファンドに生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

① 主なリスク

当ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 信用リスク

有価証券等の発行体の倒産や財務状況の悪化等により、株価の下落や、公社債及び短期金融資産等の利息または償還金の支払が遅延したり履行されないリスクがあります。

3) 流動性リスク

解約代金を手当てするために有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落することがあります。取引量が比較的小さい市場に投資する場合、期待される価格で売却できないことがあります。

4) 有価証券先物取引等に伴うリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を行う場合もあります。その場合、基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

5) 価格乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価（日経 225）に連動する投資成果を目指して運用を行ないますが、次の理由により基準価額の動きが日経平均株価（日経 225）の動きと乖離する場合があります。

1. 日経平均株価（日経 225）の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

②その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が 10 億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の 10 分の 1 (224,294,779 口) を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

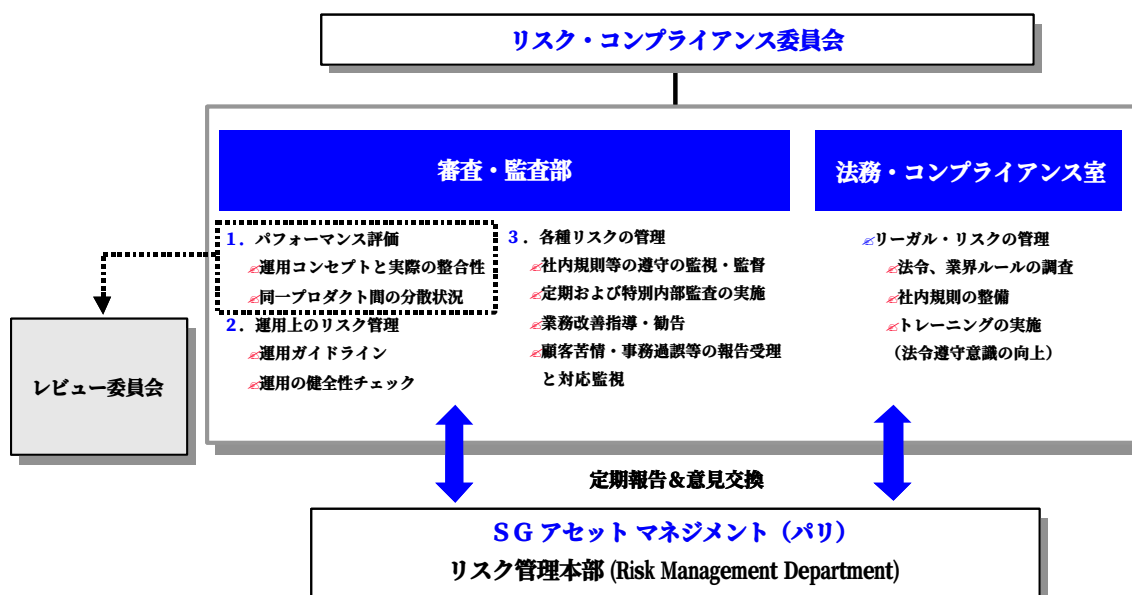
2) 解約の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



*委託会社のリスク管理体制は、平成16年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

①お申込手数料（1 万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額です。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は1.05%（税抜き1.0%）となっております。

- ・申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。
- ・「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「フリーダイヤル0120-498-104」）でもご照会いただけます。

②ただし、償還乗換え※でこのファンドをお申込みになる場合には、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数については申込手数料は無料となります。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(2) 換金（解約）手数料

換金手数料はございません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬等の額（約款第 39 条）

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 の 84.0（税抜き 80）の率を乗じて得た金額とします。

（内訳は以下の通りとなります。）

100 億円以下の部分：年 10,000 分の

委託会社 36.75（税抜き 35）

販売会社 36.75（税抜き 35）

受託会社 10.50（税抜き 10）

100 億円超の部分：年 10,000 分の

委託会社 26.25（税抜き 25）

販売会社 47.25（税抜き 45）

受託会社 10.50（税抜き 10）

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払われます。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4)その他の手数料等

①信託事務等の諸費用（約款第38条）

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00735%（税抜き0.007%）の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

②その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産の負担とします。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

(5)課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

- 1) 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 2) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）＊。買取差益は、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年1月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

＊一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

- 3) 一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより3年の繰越控除が認められます。
- 4) 平成16年10月1日以降、特定口座の対象に公募株式投資信託が加わります。

②法人の受益者に対する課税

- 1)法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成20年4月1日から15%（所得税）となります。

- 2)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）＊

＊一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

■ 個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金＊を控除した額が、その後の個別元本となります。

＊「特別分配金」については、下記「■ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

■ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成16年6月10日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	34,472,138,976	100.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△116,351,324	△0.34
合計（純資産総額）	—	34,355,787,652	100.00

（参考）

りそな・日経225オープンマザーファンド

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	31,692,829,700	91.95
株価指数先物（買建）	日本	2,200,200,000	6.38
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	574,877,257	1.67
合計（純資産総額）	—	34,467,906,957	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注）株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 運用実績

① 純資産の推移

平成16年6月10日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末（平成12年7月11日）	6,413	6,413	9,883	9,883
第2期末（平成13年7月11日）	16,069	16,069	6,799	6,799
第3期末（平成14年7月11日）	17,625	17,625	5,954	5,954
第4期末（平成15年7月11日）	26,209	26,209	5,477	5,477
平成15年6月末日	26,626	—	5,159	—
7月末日	25,740	—	5,426	—
8月末日	26,167	—	5,869	—
9月末日	24,723	—	5,807	—
10月末日	25,367	—	5,994	—
11月末日	24,894	—	5,739	—
12月末日	26,698	—	6,061	—
平成16年1月末日	26,144	—	6,114	—
2月末日	28,367	—	6,254	—
3月末日	28,298	—	6,660	—
4月末日	29,752	—	6,673	—
5月末日	33,511	—	6,379	—
6月10日（直近日）	34,355	—	6,568	—

② 分配の推移

計算期間	1万口当り分配金（円）
第1期計算期間（H11.7.23～H12.7.11）	0
第2期計算期間（H12.7.12～H13.7.11）	0
第3期計算期間（H13.7.12～H14.7.11）	0
第4期計算期間（H14.7.12～H15.7.11）	0

③収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (H11.7.23～H12.7.11)	▲1.2
第2期計算期間 (H12.7.12～H13.7.11)	▲31.2
第3期計算期間 (H13.7.12～H14.7.11)	▲12.4
第4期計算期間 (H14.7.12～H15.7.11)	▲8.0

(注) 収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

(3)設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (H11.7.23～H12.7.11)	8,855,573,999	2,365,918,333
第2期計算期間 (H12.7.12～H13.7.11)	25,244,250,734	8,098,289,278
第3期計算期間 (H13.7.12～H14.7.11)	16,539,370,825	10,573,331,350
第4期計算期間 (H14.7.12～H15.7.11)	32,928,680,029	14,680,405,430

6 管理及び運営

(1)資産管理等の概要

①資産の評価

1)基準価額の計算方法

受益証券1口当りの純資産額を基準価額といいます(ただし便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。)

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(約款第7条第2項)

2)基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社*または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊(当ファンドは「日経225」と表示されます。)に掲載されます。

*ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル0120-498-104、ホームページアドレス <http://www.sgam.co.jp/>

3)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。(約款第7条第1項)

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等※に応じて計算されるものとします。(約款第43条第7項)

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券

の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

②申込（販売）手続等

- 1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。
- 2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
- 3) 受益証券のお申込単位は 1 万口以上 1 万口単位です。ただし、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ方（《自動けいぞく投資コース》）に限り、お申込代金（お申込手数料（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を含みます。以下同じ。）で 1 万円以上 1 円単位の取得のお申込みができます（《自動けいぞく投資コース》を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。）。なお、定時定額購入取引を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行ないます。
- 4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- 5) 前記 4) にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

③換金（解約）手続等（約款第 43 条第 5、6 項、第 45 条）

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、保有する受益証券につき、委託会社に 1 万口単位（《自動けいぞく投資コース》を選択した受益者については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。
- 2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- 3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 5) 解約請求制の手取り額

解約請求による 1 万口当りの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本*を上回った場合その超過額の 10%）を差し引いた金額となります。

詳しくは「4. 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「4. 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

- 6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- 7)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記4)の規定に準じて計算された価額とします。
- 8)解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する解約代金の支払いは、委託会社において行なうものとします。
- 9)信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

④保管

- 1)受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、《自動けいぞく投資コース》を選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。
- 2)保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。
- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
 - ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
 - ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の喪失した場合の規定を準用します。
 - ・委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。
- (約款第14条～第16条)

⑤信託期間（約款第3条）

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「⑦その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

⑥計算期間（約款第36条）

- 1)当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月12日から翌年7月11日までとします。
- 2)各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

⑦その他

1)信託の終了（約款第46条、第47条、第48条第1項、第50条）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(224,294,779口)を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
 5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2) 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
 9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 信託約款の変更（約款第 48 条第 2 項、第 51 条）
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
 5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～5. までの規定にしたがいます。

3) 反対者の買取請求権（約款第 51 条の 2）

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「1) 信託の終了 3.」または「2) 信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い（約款第 49 条）

1. 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任に伴う取扱い（約款第 50 条）

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「2) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に有価証券報告書を、各計算期間開始から 6 ヶ月後に半期報告書を作成します。また、計算期間の終了毎に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7) ファンド資産の保管（約款第 27 条～第 31 条）

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

8) 有価証券の売却等の指図（約款第 32 条第 1 項）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

9) 再投資の指図（約款第 32 条第 2 項）

委託会社は、前項 8) の規定による一部解約金、売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

10) 受託会社による資金の立替え（約款第 35 条）

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、

委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

11) 受益証券の発行および種類（約款第 9 条第 1 項、第 11 条）

1. 委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

2. 委託会社が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券、5,000 万口券および 1 億口券の 6 種類とします。

3. 別に定める契約および保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券または保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（「保管会社」といいます。）が保管する委託会社自らの募集にかかる受益証券の種類は、前記 2. に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

12) 受益証券の発行についての受託会社の認証（約款第 9 条第 2、3 項）

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

13) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容（約款第 6 条、第 8 条）

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 2,242,947,797 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

2. 委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

14) 受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件（約款第 12 条、第 13 条）

1. 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

2. 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

3. 名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

4. 記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

15) 信託財産に関する報告（約款第 37 条）

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

16) 公告（約款第 52 条）

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

17) 信託約款に関する疑義の取扱い（約款第 53 条）

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

18) 信託事務処理の再信託（約款第 1 条の 2）

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

19) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より 1 年間を有効期間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

(2) 受益者の権利等

① この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。（約款第 5 条）

② 受託会社は、収益分配金については支払開始日の前日および交付開始前に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（約款第 42 条）

③ 収益分配金に対する請求権（約款第 43 条第 1、2、3、6 項）

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- 3) 前記 2) の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。ただし、信託の一部解約が行なわれた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記 2) の規定に準じて受益者に支払います。
- 4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出コース」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

④ 償還金に対する請求権（約款第 43 条第 4、6 項）

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自

らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行なうものとし
ます。

⑤換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を
換金する権利を有します。権利行使の方法については、「6. 管理及び運営 (1)資産管理等の概要
③換金手続等」をご参照ください。

⑥記名式受益証券の場合の権利行使（約款第43条第8、9項）

- 1) 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の
場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印
を押捺するものとします。
- 2) 委託会社は、前記1)により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配
金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があつて
も、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

⑦収益分配金および償還金の時効（約款第44条）

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならび
に信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その
権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第2 ファンドの経理状況

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成 14 年 3 月 28 日付内閣府令第 17 号により改正されておりますが、第 3 期計算期間（平成 13 年 7 月 12 日から平成 14 年 7 月 11 日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成されており、第 4 期計算期間（平成 14 年 7 月 12 日から平成 15 年 7 月 11 日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 3 期計算期間（平成 13 年 7 月 12 日から平成 14 年 7 月 11 日まで）及び第 4 期計算期間（平成 14 年 7 月 12 日から平成 15 年 7 月 11 日まで）の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

監 査 報 告 書

平成14年8月27日

あさひ東京投信株式会社
取締役社長 古 澤 政 之 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

長井 孝雄 

関与社員 公認会計士

水守 理智 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあさひ東京・日経225オープン（以下「ファンド」という。）の平成13年7月12日から平成14年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がファンドの平成14年7月11日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

あさひ東京投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成15年9月12日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役社長 吉澤政之 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

云井 香雄 

代表社員 公認会計士
関与社員

水守 理智 

当監査法人は、証券取引法第93条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に開けられているりそな・日経225オープン（以下「ファンド」という。）の平成14年7月12日から平成15年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの平成15年7月11日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

りそな・日経225オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第3期 (平成14年7月11日現在)	第4期 (平成15年7月11日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
I 流動資産			
金銭信託		59,095,683	-
コール・ローン		78,721,444	337,940,028
親投資信託受益証券		17,601,397,222	26,327,044,741
未収入金		-	620,000,000
未収利息		-	9
流動資産合計		17,739,214,349	27,284,984,778
資 産 合 計		17,739,214,349	27,284,984,778
負 債 の 部			
I 流動負債			
未払解約金		44,962,350	968,178,706
未払受託者報酬		8,471,683	13,329,811
未払委託者報酬		59,302,243	93,308,624
その他未払費用		592,960	933,017
流動負債合計		113,329,236	1,075,750,158
負 債 合 計		113,329,236	1,075,750,158
純 資 産 の 部			
I 元本			
元本		29,601,656,597	47,849,931,196
II 剰余金又は欠損金			
期末欠損金		11,975,771,484	21,640,696,576
(当期損失又は当期純損失)		(2,097,619,998)	(1,216,848,885)
剰余金又は欠損金合計		11,975,771,484	21,640,696,576
純 資 産 合 計		17,625,885,113	26,209,234,620
負 債 ・ 純 資 産 合 計		17,739,214,349	27,284,984,778

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 3 期	第 4 期
		自 平成13年7月12日 至 平成14年7月11日	自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
I 営業収益			
受取利息		1,499	1,416
有価証券売買等損益		△ 1,960,542,412	△ 1,007,352,481
営業収益合計		△ 1,960,540,913	△ 1,007,351,065
II 営業費用			
受託者報酬		16,986,158	25,960,077
委託者報酬		118,904,006	181,720,667
その他費用		1,188,921	1,817,076
営業費用合計		137,079,085	209,497,820
営業損失		2,097,619,998	1,216,848,885
経常損失		2,097,619,998	1,216,848,885
当期損失又は当期純損失		2,097,619,998	1,216,848,885
III 一部解約に伴う当期損失分配額又は 一部解約に伴う当期純損失分配額		512,940,964	752,585,246
IV 期首欠損金		7,566,167,724	11,975,771,484
V 欠損金減少額 (当期一部解約に伴う欠損金減少額)		3,578,667,870 (3,578,667,870)	6,419,916,185 (6,419,916,185)
VI 欠損金減少額 (当期追加信託に伴う欠損金増加額)		6,403,592,596 (6,403,592,596)	15,620,577,638 (15,620,577,638)
VII 分配金		—	—
VIII 期末欠損金		11,975,771,484	21,640,696,576

重要な会計方針

項目	期別	第3期	第4期
		自 平成13年7月12日 至 平成14年7月11日	自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同 左
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	同 左

表示方法の変更

第3期	第4期
自 平成13年7月12日 至 平成14年7月11日	自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日
	従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。 従来の「当期利益又は当期損失」及び「一部解約に伴う当期利益分配額又は一部解約に伴う当期損失分配額」は、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当計算期間から「当期純利益又は当期純損失」及び「一部解約に伴う当期純利益分配額又は一部解約に伴う当期純損失分配額」としております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第3期 (平成14年7月11日現在)	第4期 (平成15年7月11日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額
期首元本額 23,635,617,122 円	期首元本額 29,601,656,597 円
期中追加設定元本額 16,539,370,825 円	期中追加設定元本額 32,928,680,029 円
期中一部解約元本額 10,573,331,350 円	期中一部解約元本額 14,680,405,430 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第3期 自 平成13年7月12日 至 平成14年7月11日	第4期 自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日
1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬） 16,986,158 円	1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬） 25,960,077 円
2. 分配金の計算過程 計算期間末において配当原資が無いため、当期は配当をいたしません。	2. 分配金の計算過程 同 左

(有価証券関係)

第4期（自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日）

1. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26,327,044,741	△ 657,011,206
合計	26,327,044,741	△ 657,011,206

(デリバティブ取引関係)

第4期（自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日）

該当事項はありません。

(一口当たり情報)

第4期 (平成15年7月11日現在)	
一口当たり純資産額	0.5477円

(重要な後発事象)

第4期 (自 平成14年7月12日 至 平成15年7月11日)

該当事項はありません。

(3)附属明細表

①有価証券明細表

1) 株式

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券

親投資信託受益証券組入明細表

平成15年7月11日現在

(単位：円)

親投資信託受益証券	組入口数 (単位：口)	評価額
		金額
日経225オープンマザーファンド	46,596,539,365	26,327,044,741
合計	46,596,539,365	26,327,044,741

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・日経２２５オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「りそな・日経２２５オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(イ) 貸借対照表

	(平成14年7月11日現在)	(平成15年7月11日現在)
科 目	金 額 (円)	金 額 (円)
資 産		
コール・ローン	1,133,012,308	840,529,171
株式	16,470,208,800	25,435,016,100
先物取引買勘定	1,000,350,000	624,000,000
未収入金	-	687,710,815
未収配当金	3,223,125	7,002,900
未収利息	-	23
差入委託証拠金	571,350,000	548,250,000
資 産 合 計	19,178,144,233	28,142,509,009
負 債		
先物取引未払金	995,884,080	619,782,226
未払解約金	-	620,000,000
差入委託証拠金代用有価証券	594,600,000	594,600,000
負 債 合 計	1,590,484,080	1,834,382,226
元 本	28,807,524,095	46,596,539,365
欠損金	11,219,863,942	20,288,412,582
貸借対照表純資産合計	17,587,660,153	26,308,126,783
負債・貸借対照表純資産合計	19,178,144,233	28,142,509,009
信託財産純資産総額	17,587,660,153	26,308,126,783

重要な会計方針

対象年月日 項目	自 平成 13 年 7 月 12 日 至 平成 14 年 7 月 11 日	自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 7 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 なお、派生商品は原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同 左 なお、派生商品は原則として時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同 左 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同 左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成14年7月11日現在)	(平成15年7月11日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンド の期首における当該親投資信託の元本額	23,069,176,962 円	28,807,524,095 円
同期中における追加設定元本額	10,901,518,745 円	25,169,480,510 円
同期中における一部解約元本額	5,163,171,612 円	7,380,465,240 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名 りそな日経225オープン (有価証券関係)	28,807,524,095 口	46,596,539,365 口
2. 期末1口当たり純資産額	0.611 円	0.565 円

(ロ) 附属明細表

①有価証券明細表

1) 株式

(平成15年7月11日現在)

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	日本水産	117,000	286.00	33,462,000	
	帝国石油	117,000	391.00	45,747,000	
	大成建設	117,000	237.00	27,729,000	
	大林組	117,000	373.00	43,641,000	
	清水建設	117,000	359.00	42,003,000	
	鹿島建設	117,000	300.00	35,100,000	
	東亜建設工業	117,000	153.00	17,901,000	
	大和ハウス工業	117,000	872.00	102,024,000	
	積水ハウス	117,000	950.00	111,150,000	
	日本コムシス	117,000	646.00	75,582,000	
	日本製粉	117,000	324.00	37,908,000	
	日清製粉グループ本社	117,000	840.00	98,280,000	
	森永製菓	117,000	184.00	21,528,000	
	明治製菓	117,000	397.00	46,449,000	
	明治乳業	117,000	434.00	50,778,000	
	サッポロホールディングス	117,000	297.00	34,749,000	
	アサヒビール	117,000	729.00	85,293,000	
	麒麟麦酒	117,000	816.00	95,472,000	
	宝ホールディングス	117,000	707.00	82,719,000	
	メルシャン	117,000	217.00	25,389,000	
	日清オイリオグループ	117,000	328.00	38,376,000	
	キッコーマン	117,000	783.00	91,611,000	
	味の素	117,000	1,173.00	137,241,000	
	ニチレイ	117,000	404.00	47,268,000	
	日本たばこ産業	117	716,000.00	83,772,000	
	東洋紡績	117,000	203.00	23,751,000	
	日清紡績	117,000	548.00	64,116,000	
	帝人	117,000	300.00	35,100,000	
	東レ	117,000	294.00	34,398,000	
	三菱レイヨン	117,000	329.00	38,493,000	
	クラレ	117,000	820.00	95,940,000	
	王子製紙	117,000	533.00	62,361,000	
	三菱製紙	117,000	171.00	20,007,000	
	北越製紙	117,000	544.00	63,648,000	
	日本ユニパックホールディング	117	440,000.00	51,480,000	
	カネボウ	117,000	140.00	16,380,000	
	旭化成	117,000	369.00	43,173,000	
	昭和電工	117,000	202.00	23,634,000	
	住友化学工業	117,000	384.00	44,928,000	
	三菱化学	117,000	248.00	29,016,000	
	日産化学工業	117,000	699.00	81,783,000	
	日本曹達	117,000	274.00	32,058,000	
	東ソー	117,000	280.00	32,760,000	
	東亜合成	117,000	194.00	22,698,000	
	電気化学工業	117,000	324.00	37,908,000	
	信越化学工業	117,000	4,410.00	515,970,000	
	宇部興産	117,000	165.00	19,305,000	
	日本化薬	117,000	532.00	62,244,000	
	花王	117,000	2,325.00	272,025,000	
	富士写真フイルム	117,000	3,600.00	421,200,000	
	コニカ	117,000	1,345.00	157,365,000	
	資生堂	117,000	1,228.00	143,676,000	
	協和醗酵工業	117,000	682.00	79,794,000	
	三共	117,000	1,416.00	165,672,000	
	武田薬品工業	117,000	4,460.00	521,820,000	
	山之内製薬	117,000	3,300.00	386,100,000	
	第一製薬	117,000	1,675.00	195,975,000	
	大日本製薬	117,000	790.00	92,430,000	
	塩野義製薬	117,000	1,680.00	196,560,000	
	藤沢薬品工業	117,000	2,285.00	267,345,000	
	エーザイ	117,000	2,405.00	281,385,000	

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	新日本石油	117,000	492.00	57,564,000	
	昭和シェル石油	117,000	819.00	95,823,000	
	新日鉱ホールディングス	117,000	250.00	29,250,000	
	横浜ゴム	117,000	334.00	39,078,000	
	ブリヂストン	117,000	1,658.00	193,986,000	
	日東紡績	117,000	130.00	15,210,000	
	旭硝子	117,000	803.00	93,951,000	
	日本板硝子	117,000	367.00	42,939,000	
	住友大阪セメント	117,000	226.00	26,442,000	
	太平洋セメント	117,000	199.00	23,283,000	
	東海カーボン	117,000	279.00	32,643,000	
	東陶機器	117,000	744.00	87,048,000	
	日本碍子	117,000	661.00	77,337,000	
	新日本製鐵	117,000	167.00	19,539,000	
	住友金属工業	117,000	77.00	9,009,000	
	神戸製鋼所	117,000	104.00	12,168,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	11,700	1,852.00	21,668,400	
	日本軽金属	117,000	185.00	21,645,000	
	三井金属鉱業	117,000	348.00	40,716,000	
	東邦亜鉛	117,000	170.00	19,890,000	
	三菱マテリアル	117,000	158.00	18,486,000	
	住友金属鉱山	117,000	433.00	50,661,000	
	同和鉱業	117,000	451.00	52,767,000	
	古河機械金属	117,000	100.00	11,700,000	
	古河電気工業	117,000	437.00	51,129,000	
	住友電気工業	117,000	855.00	100,035,000	
	フジクラ	117,000	390.00	45,630,000	
	東洋製罐	117,000	1,158.00	135,486,000	
	日本製鋼所	117,000	125.00	14,625,000	
	オークマ	117,000	278.00	32,526,000	
	小松製作所	117,000	504.00	58,968,000	
	住友重機械工業	117,000	169.00	19,773,000	
	クボタ	117,000	310.00	36,270,000	
	荏原製作所	117,000	440.00	51,480,000	
	ダイキン工業	117,000	2,250.00	263,250,000	
	日本精工	117,000	380.00	44,460,000	
	NTN	117,000	455.00	53,235,000	
	光洋精工	117,000	950.00	111,150,000	
	不二越	117,000	235.00	27,495,000	
	日立造船	117,000	98.00	11,466,000	
	三菱重工業	117,000	310.00	36,270,000	
	石川島播磨重工業	117,000	136.00	15,912,000	
	ミネベア	117,000	517.00	60,489,000	
	日立製作所	117,000	565.00	66,105,000	
	東芝	117,000	472.00	55,224,000	
	三菱電機	117,000	414.00	48,438,000	
	富士電機	117,000	251.00	29,367,000	
	明電舎	117,000	210.00	24,570,000	
	日本電気	117,000	764.00	89,388,000	
	富士通	117,000	548.00	64,116,000	
	沖電気工業	117,000	370.00	43,290,000	
	松下電器産業	117,000	1,347.00	157,599,000	
	シャープ	117,000	1,626.00	190,242,000	
	ソニー	117,000	3,670.00	429,390,000	代用有価証券で20,000株担保差入
	TDK	117,000	6,380.00	746,460,000	
	三洋電機	117,000	450.00	52,650,000	
	ミツミ電機	117,000	1,295.00	151,515,000	
	アルプス電気	117,000	1,717.00	200,889,000	
	パイオニア	117,000	2,720.00	318,240,000	
	横河電機	117,000	1,007.00	117,819,000	
	アドバンテスト	117,000	6,050.00	707,850,000	代用有価証券で30,000株担保差入
	ユアサコーポレーション	117,000	205.00	23,985,000	
	カシオ計算機	117,000	816.00	95,472,000	
	ファナック	117,000	6,400.00	748,800,000	
	京セラ	117,000	7,330.00	857,610,000	
	太陽誘電	117,000	1,319.00	154,323,000	
	松下電工	117,000	747.00	87,399,000	

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	キヤノン	117,000	5,570.00	651,690,000	
	リコー	117,000	1,979.00	231,543,000	
	東京エレクトロン	117,000	6,640.00	776,880,000	
	デンソー	117,000	2,070.00	242,190,000	
	三井造船	117,000	138.00	16,146,000	
	川崎重工業	117,000	128.00	14,976,000	
	日本車輛製造	117,000	226.00	26,442,000	
	日産自動車	117,000	1,192.00	139,464,000	
	いすゞ自動車	117,000	195.00	22,815,000	
	トヨタ自動車	117,000	3,270.00	382,590,000	代用有価証券で20,000株担保差入
	日野自動車	117,000	556.00	65,052,000	
	三菱自動車工業	117,000	303.00	35,451,000	
	トビー工業	117,000	258.00	30,186,000	
	マツダ	117,000	299.00	34,983,000	
	本田技研工業	117,000	4,870.00	569,790,000	
	スズキ	117,000	1,642.00	192,114,000	
	富士重工業	117,000	578.00	67,626,000	
	テルモ	117,000	2,000.00	234,000,000	
	ニコン	117,000	1,148.00	134,316,000	
	オリンパス光学工業	117,000	2,685.00	314,145,000	
	シチズン時計	117,000	698.00	81,666,000	
	凸版印刷	117,000	1,000.00	117,000,000	
	大日本印刷	117,000	1,415.00	165,555,000	
	ヤマハ	117,000	1,756.00	205,452,000	
	東京電力	11,700	2,270.00	26,559,000	
	中部電力	11,700	2,200.00	25,740,000	
	関西電力	11,700	1,871.00	21,890,700	
	東京瓦斯	117,000	343.00	40,131,000	
	大阪瓦斯	117,000	302.00	35,334,000	
	東武鉄道	117,000	348.00	40,716,000	
	東京急行電鉄	117,000	397.00	46,449,000	
	小田急電鉄	117,000	540.00	63,180,000	
	京王電鉄	117,000	549.00	64,233,000	
	京成電鉄	117,000	323.00	37,791,000	
	東日本旅客鉄道	117	524,000.00	61,308,000	
	西日本旅客鉄道	117	456,000.00	53,352,000	
	日本通運	117,000	463.00	54,171,000	
	ヤマト運輸	117,000	1,543.00	180,531,000	
	日本郵船	117,000	424.00	49,608,000	
	商船三井	117,000	329.00	38,493,000	
	川崎汽船	117,000	279.00	32,643,000	
	全日本空輸	117,000	244.00	28,548,000	
	日本航空システム	117,000	290.00	33,930,000	
	三菱倉庫	117,000	742.00	86,814,000	
	トレンドマイクロ	117,000	2,215.00	259,155,000	
	日本電信電話	117	511,000.00	59,787,000	
	KDDI	1,170	485,000.00	567,450,000	
	エス・ティ・ティ・ドコモ	117	277,000.00	32,409,000	
	東映	117,000	339.00	39,663,000	
	エス・ティ・ティ・データ	1,170	428,000.00	500,760,000	
	C S K	117,000	3,450.00	403,650,000	
	伊藤忠商事	117,000	334.00	39,078,000	
	丸紅	117,000	160.00	18,720,000	
	三井物産	117,000	674.00	78,858,000	
	住友商事	117,000	663.00	77,571,000	
	三菱商事	117,000	917.00	107,289,000	
	セブーンイレブン・ジャパン	117,000	3,320.00	388,440,000	
	三越	117,000	332.00	38,844,000	
	高島屋	117,000	624.00	73,008,000	
	伊勢丹	117,000	937.00	109,629,000	
	丸井	117,000	1,215.00	142,155,000	
	イトーヨーカ堂	117,000	3,430.00	401,310,000	
	イオン	117,000	3,020.00	353,340,000	
	三菱東京フィナンシャル・グループ	117	546,000.00	63,882,000	
	UFJホールディングス	117	222,000.00	25,974,000	
	りそなホールディングス	117,000	96.00	11,232,000	
	三井トラスト・ホールディングス	117,000	292.00	34,164,000	

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	三井住友フィナンシャルグループ	117	306,000.00	35,802,000	
	千葉銀行	117,000	414.00	48,438,000	
	横浜銀行	117,000	380.00	44,460,000	
	静岡銀行	117,000	771.00	90,207,000	
	住友信託銀行	117,000	442.00	51,714,000	
	みずほフィナンシャルグループ	117	108,000.00	12,636,000	
	大和証券グループ本社	117,000	703.00	82,251,000	
	日興コーディアルグループ	117,000	527.00	61,659,000	
	野村ホールディングス	117,000	1,581.00	184,977,000	
	新光証券	117,000	268.00	31,356,000	
	三井住友海上火災保険	117,000	587.00	68,679,000	
	損害保険ジャパン	117,000	681.00	79,677,000	
	ミレアホールディングス	117	1,000,000.00	117,000,000	
	クレディセゾン	117,000	2,245.00	262,665,000	
	三井不動産	117,000	831.00	97,227,000	
	三菱地所	117,000	886.00	103,662,000	
	平和不動産	117,000	280.00	32,760,000	
	住友不動産	117,000	573.00	67,041,000	
	東京ドーム	117,000	350.00	40,950,000	
	セコム	117,000	3,890.00	455,130,000	
合計				25,435,016,100	

2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

株式関連		(単位：円)		
区 分	種 類	第4期 (平成15年7月11日現在)		
		契 約 額 等	うち1年超	時 価
市場取引	株価指数先物取引 買 建	619,650,000	-	624,000,000
合 計		619,650,000	-	624,000,000

(注) 時価の算定方法

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

中間財務諸表

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成15年3月28日付内閣府令第18号により改正されておりますが、第4期中間計算期間(平成14年7月12日から平成15年1月11日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成されており、第5期中間計算期間(平成15年7月12日から平成16年1月11日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2)当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期中間計算期間(平成14年7月12日から平成15年1月11日まで)及び第5期中間計算期間(平成15年7月12日から平成16年1月11日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

中 間 監 査 報 告 書

平成15年 2 月 3 日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役社長 吉 澤 政 之 殿

新 日 本 監 査 法 人

代表社員
関与社員

公認会計士

長井 善雄 

代表社員
関与社員

公認会計士

水守 理智 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープン（以下「ファンド」という。）の平成14年7月12日から平成15年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表についてファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がファンドの平成15年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成16年2月27日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

長井 香雄 

代表社員
関与社員 公認会計士

水戸 理智 

関与社員 公認会計士

上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープン(以下「ファンド」という。)の平成15年7月12日から平成16年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンドの平成16年2月11日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間(平成15年7月12日から平成16年1月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

りそな・日経２２５オープン

(1)中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成 15 年 1 月 11 日現在)	当中間計算期間末 (平成 16 年 1 月 11 日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
金銭信託	—	129,869,482
コール・ローン	286,914,767	272,168,244
親投資信託受益証券	25,728,610,517	26,195,048,311
未収入金	—	870,000,000
未収利息	14	21
流動資産合計	26,015,525,298	27,467,086,058
資産合計	26,015,525,298	27,467,086,058
負債の部		
I 流動負債		
未払解約金	20,110,872	1,301,252,863
未払受託者報酬	12,630,266	13,566,818
未払委託者報酬	88,412,043	94,967,672
その他未払費用	884,059	949,617
流動負債合計	122,037,240	1,410,736,970
負債合計	122,037,240	1,410,736,970
純資産の部		
I 元本		
元本	53,728,039,358	41,937,253,255
II 剰余金		
中間期末欠損金	27,834,551,300	15,880,904,167
(中間損失)	(4,677,619,752)	(—)
欠損金合計	27,834,551,300	15,880,904,167
純資産合計	25,893,488,058	26,056,349,088
負債・純資産合計	26,015,525,298	27,467,086,058

(2)中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日
科目	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
I 営業収益		
受取利息	560	1,002
有価証券売買等損益	△4,575,693,944	3,668,003,570
営業収益合計	△4,575,693,384	3,668,004,572
II 営業費用		
受託者報酬	12,630,266	13,566,818
委託者報酬	88,412,043	94,967,672
その他費用	884,059	949,617
営業費用合計	101,926,368	109,484,107
営業利益又は営業損失 (△)	△4,677,619,752	3,558,520,465
経常利益又は経常損失 (△)	△4,677,619,752	3,558,520,465
中間純利益又は中間損失 (△)	△4,677,619,752	3,558,520,465
III 一部解約に伴う中間純利益分配額又は一部 解約に伴う中間損失分配額 (△)	△185,419,911	855,727,473
IV 期首欠損金	11,975,771,484	21,640,696,576
V 欠損金減少額	1,488,371,005	8,435,519,206
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)	(1,488,371,005)	(8,435,519,206)
VI 欠損金増加額	12,854,950,980	5,378,519,789
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)	(12,854,950,980)	(5,378,519,789)
VII 分配金	—	—
VIII 中間期末欠損金	27,834,551,300	15,880,904,167

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

表示方法の変更

前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日
1.従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。 2. —	1. — 2.従来の「中間利益又は中間損失」及び「一部解約に伴う中間利益分配額又は一部解約に伴う中間損失分配額」は、投資信託財産計算規則の改正により、当中間計算期間から「中間純利益又は中間純損失」及び「一部解約に伴う中間純利益分配額又は一部解約に伴う中間純損失分配額」としております。 また、「中間期末剰余金又は中間期末欠損金」については、投資信託財産計算規則の改正により、「中間利益又は中間損失」の付記を当中間計算期間より行っておりません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間計算期間末 (平成 15 年 1 月 11 日現在)	当中間計算期間末 (平成 16 年 1 月 11 日現在)
1.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 29,601,656,597 円 期中追加設定元本額 27,623,201,726 円 期中一部解約元本額 3,496,818,965 円 2.投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損 27,834,551,300 円	1.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 47,849,931,196 円 期中追加設定元本額 12,869,132,661 円 期中一部解約元本額 18,781,810,602 円 2.投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損 15,880,904,167 円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日
1.受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 12,630,266 円 2.分配金の計算過程 該当事項はありません。	1.受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 13,566,818 円 2.分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間計算期間(自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日)

該当事項はありません。

当中間計算期間(自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間計算期間（自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日）

該当事項はありません。

(一口当たり情報)

	前中間計算期間末 (平成 15 年 1 月 11 日現在)	当中間計算期間末 (平成 16 年 1 月 11 日現在)
中間期末一口当たり純資産額	0.4819 円	0.6213 円

(重要な後発事象)

前中間計算期間（自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日）

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・日経２２５オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「りそな・日経２２５オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	(平成 15 年 1 月 11 日現在)	(平成 16 年 1 月 11 日現在)
科 目	金額(円)	金額(円)
資産		
金銭信託	—	73,778
コール・ローン	1,940,927,447	2,316,753,895
株式	28,063,664,275	21,780,725,400
先物取引買勘定	1,943,673,987	1,253,557,193
未収入金	—	15,791,628
未収配当金	9,711,900	10,054,800
未収利息	52	63
差入委託証拠金	632,960,000	△115,480,000
資産合計	32,590,937,661	25,261,476,757
負債		
先物取引未払金	1,943,673,987	1,253,557,193
差入委託証拠金代用有価証券	594,600,000	—
未払解約金	—	640,000,000
負債合計	2,538,273,987	1,893,557,193
元本	51,976,990,944	41,032,683,714
欠損金	21,924,327,270	17,664,764,150
貸借対照表純資産合計	30,052,663,674	23,367,919,564
負債・貸借対照表純資産合計	32,590,937,661	25,261,476,757
国内有価証券評価損益	△4,304,557,475	2,962,275,400
先物取引等評価損益	△42,423,987	111,442,807
信託財産純資産総額	25,705,682,212	26,441,637,771

重要な会計方針

項目	自 平成 14 年 7 月 12 日 至 平成 15 年 1 月 11 日	自 平成 15 年 7 月 12 日 至 平成 16 年 1 月 11 日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同左
2.派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価しております。	同左
3.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同左 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成 15 年 1 月 11 日現在)	(平成 16 年 1 月 11 日現在)
1.本半期報告書における開示対象ファンドの期首		
における当該マザーファンドの元本額	28,807,524,095 円	46,596,539,365 円
同期中における追加設定元本額	23,281,407,148 円	6,098,100,119 円
同期中における一部解約元本額	111,940,299 円	11,661,955,770 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名 りそな・日経225オープン	51,976,990,944 口	41,032,683,714 口
計	51,976,990,944 口	41,032,683,714 口

(一口当たり情報)

	(平成 15 年 1 月 11 日現在)	(平成 16 年 1 月 11 日現在)
一口当たり純資産額	0.495 円	0.644 円

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成16年6月10日現在

I 資産総額	35,324,100,335円
II 負債総額	968,312,683円
III 純資産総額 (I - II)	34,355,787,652円
IV 発行済数量	52,304,082,808口
V 1万口当り純資産額 (III/IV)	6,568円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成16年6月10日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日経225オー ブンマザーファンド	50,545,658,324	600	30,686,269,169	680	34,472,138,976	100.34

※全1銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

※投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

※投資信託受益証券の単価は、1千口当りの価額です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(参考) りそな・日経２２５オープンマザーファンドの現況

(1)純資産額計算書

平成16年6月10日現在

I 資産総額	35,042,906,957円
II 負債総額	575,000,000円
III 純資産総額 (I－II)	34,467,906,957円
IV 発行済数量	50,545,658,324口
V 1千口当り純資産額 (III/IV)	682円

(2)投資有価証券の主要銘柄

平成16年6月10日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	京セラ	電気機器	119,000	7,677.54	913,627,910	9,140.00	1,087,660,000	3.16
2	日本	株式	TDK	電気機器	119,000	6,736.64	801,660,460	8,430.00	1,003,170,000	2.91
3	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	119,000	6,656.18	792,085,500	7,270.00	865,130,000	2.51
4	日本	株式	ファナック	電気機器	119,000	6,432.01	765,409,500	6,400.00	761,600,000	2.21
5	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	119,000	6,608.52	786,414,010	6,250.00	743,750,000	2.16
6	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,190	522,414.71	621,673,507	611,000.00	727,090,000	2.11
7	日本	株式	キャノン	電気機器	119,000	5,550.70	660,533,980	5,720.00	680,680,000	1.97
8	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	119,000	4,789.14	569,907,670	4,930.00	586,670,000	1.70
9	日本	株式	CSK	情報・通信業	119,000	3,726.59	443,465,060	4,750.00	565,250,000	1.64
10	日本	株式	イトーヨーカ堂	小売業	119,000	3,655.13	434,960,600	4,680.00	556,920,000	1.62
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	119,000	4,451.86	529,771,600	4,650.00	553,350,000	1.61
12	日本	株式	イオン	小売業	119,000	3,410.58	405,860,030	4,560.00	542,640,000	1.57
13	日本	株式	セコム	サービス業	119,000	4,035.06	480,173,310	4,550.00	541,450,000	1.57
14	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	119,000	2,652.99	315,706,880	4,350.00	517,650,000	1.50
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	119,000	3,430.90	408,277,240	4,150.00	493,850,000	1.43
16	日本	株式	ソニー	電気機器	119,000	3,823.29	454,972,110	4,100.00	487,900,000	1.42
17	日本	株式	信越化学工業	化学	119,000	4,375.74	520,714,240	3,880.00	461,720,000	1.34
18	日本	株式	山之内製薬	医薬品	119,000	3,372.88	401,373,240	3,590.00	427,210,000	1.24
19	日本	株式	セブン-イレブン・ジャパン	小売業	119,000	3,367.43	400,724,530	3,580.00	426,020,000	1.24
20	日本	株式	富士写真フイルム	化学	119,000	3,543.08	421,627,430	3,420.00	406,980,000	1.18
21	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	1,190	417,124.40	496,378,044	326,000.00	387,940,000	1.13
22	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	119,000	2,459.62	292,694,830	3,250.00	386,750,000	1.12
23	日本	株式	エーザイ	医薬品	119,000	2,514.32	299,205,050	3,040.00	361,760,000	1.05
24	日本	株式	パイオニア	電気機器	119,000	2,803.87	333,660,870	2,770.00	329,630,000	0.96
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	119,000	2,326.09	276,805,860	2,740.00	326,060,000	0.95
26	日本	株式	テルモ	精密機器	119,000	2,103.07	250,266,000	2,600.00	309,400,000	0.90
27	日本	株式	コナミ	情報・通信業	119,000	3,320.71	395,164,600	2,585.00	307,615,000	0.89
28	日本	株式	花王	化学	119,000	2,378.97	283,097,690	2,570.00	305,830,000	0.89
29	日本	株式	藤沢薬品工業	医薬品	119,000	2,335.83	277,964,170	2,495.00	296,905,000	0.86
30	日本	株式	デンソー	輸送用機器	119,000	2,119.79	252,255,460	2,375.00	282,625,000	0.82

*上位30銘柄

*投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成16年6月10日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.21
		建設業	2.36
		食料品	3.66
		繊維製品	1.11
		パルプ・紙	0.70
		化学	5.92
		医薬品	7.40
		石油・石炭製品	0.74
		ゴム製品	0.82
		ガラス・土石製品	1.62
		鉄鋼	0.26
		非鉄金属	1.58
		金属製品	0.65
		機械	2.94
		電気機器	23.90
		輸送用機器	6.10
		精密機器	2.37
		その他製品	1.65
		電気・ガス業	0.47
		陸運業	2.06
		海運業	0.53
		空運業	0.24
		倉庫・運輸関連業	0.36
		情報・通信業	7.68
		卸売業	1.23
		小売業	6.20
		銀行業	2.28
		証券業	1.19
		保険業	1.31
		その他金融業	1.12
		不動産業	1.49
		サービス業	1.73
合計			91.95

＊上位30銘柄

＊投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

(3)投資不動産物件

該当事項はございません。

(4)その他投資資産の主要なもの

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日経225先物(買建)	大阪	190	2,181,687,895	2,200,200,000	6.38
合計		190	2,181,687,895	2,200,200,000	6.38

＊投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

＊株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙裏に、当ファンドにおける留意事項（価額変動リスク、権利行使・契約解除期間の制限、元本欠損の可能性）等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の冒頭部分に届出書本文「第一部 証券情報」ならびに「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として記載することがあります。
- (4) 目論見書に用語集、信託約款等を添付することがあります。
- (5) 要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号に基づく同条同項第1号ロに規定する書類として、使用することがあります。
 - ① 当要約目論見書は、パンフレット、チラシ、ポスター、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
 - ② 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することがあります。
 - ③ ファンドの運用実績、運用状況に関する以下の情報等について、数値、グラフ、表、文章で表示することがあります（データは日次、週次、月次等で表示し、適時更新します。）。
 - ・ 基準価額、分配金、利回り、純資産の推移等
 - ・ 業種・セクター別、市場別、国別、格付別、残存年限別、銘柄ごとの組入比率および組入額等
 - ④ 上記③に関連して、ファンドのベンチマークに関する情報を併せて記載することがあります。
 - ⑤ ファンドマネージャーに関する情報（氏名、写真、略歴等）およびそのコメントを記載することがあります。
 - ⑥ 上記に加えて、以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ・ 投資信託は、預金ではありません。
 - ・ 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・ 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、元本および収益分配金が保証されているものではありません。
 - ・ 投資信託の運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。
 - ⑦ 投信評価会社、投信評価機関等による評価を取得、使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

- ① 受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求するこ

とができます。名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

① 無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

② 記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

① 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

② 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

③ 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記①、②の規定を準用します。

④ 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

りそな・日経 225 オープン 約款

【運用の基本方針】

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・日経 225 オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

- 1.主としてりそな・日経 225 オープンマザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
- 2.現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引を活用することがあります。
- 3.株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 110% を超えないものとします。
- 4.組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは行なわないことがあります。
- 5.株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 6.ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- 7.国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- 8.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

- (1)株式の実質投資割合には、制限を設けません。
- (2)外貨建資産への投資は、行ないません。
- (3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4)同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限をもうけません。
- (5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (6)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (7)投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (8)有価証券先物取引等は約款第 22 条の範囲で行ないます。
- (9)スワップ取引は約款第 23 条の範囲で行ないます。
- (10)金利先渡取引は約款第 24 条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 7 月 11 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

追加型証券投資信託 りそな・日経 225 オープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 2,242,947,797 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する信託によって生じた受益権については 2,242,947,797 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法】

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ②委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ③前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の取得単位および価額】

第10条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条第1項の規定によって発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ②委託者は、第9条第1項の規定によって発行される受益証券の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③前2項の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑤前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益証券の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑥第3項、第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、各計算期間の終了日の基準価額とします。

【受益証券の種類】

第11条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。

- ②別に定める契約および保護預り契約に基づいて証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（以下「保管会社」といいます。）

が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ②記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③前項の規定による名義書換の手続は、第36条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式受益証券の譲渡の対抗要件】

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第14条 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は無記名式の受益証券を再交付します。

- ②記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【毀損した場合等の再交付】

第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が当該受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第16条 委託者は、受益証券を再交付する時は、受益者に対して実費を請求することができます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行ないます。

【運用の指図範囲】

第18条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたりそな・日経225オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7.コマーシャル・ペーパー
- 8.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で前各号の証券または証書

の性質を有するもの

10. 投資信託証券の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
 11. 投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
 12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
 13. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
 14. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第11号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとしします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売りつけの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売り出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

- ②委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた時は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引の運用指図・目的・範囲】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する

ものとしします。

- ④委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるもの（以下「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50%を超えないものとしします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとしします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとしします。

【保管業務の委任】

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 28 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 29 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 30 条 （削除）

【信託財産の表示および記載の省略】

第 31 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却および再投資の指図】

第 32 条 委託者は、信託財産に属するみなす信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券

の売却等の指図ができます。

- ②委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れの指図および範囲】

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1.一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
 - 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3.借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③前項の借入期間是有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金立替え】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

【計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎年7月12日から翌年7月11日までとすることを原則とします。

なお、第1計算期間は、平成11年7月23日から平成12年7月11日までとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。）および毎計算期末、または

信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等】

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 80 の率を乗じて得た金額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（ただし、第 1 計算期間については、平成 12 年 1 月 11 日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第 41 条 （削除）

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 42 条 受託者は、収益分配金については、第 43 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 43 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 43 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ②受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。ただし、第 45 条第 3 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。
- ④償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ⑤一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 5 営業日目から受益者に支

払います。

- ⑥前各号（第 2 項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 43 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

- 第 45 条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②受益者が第 1 項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。
 - ③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
 - ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受け付けを中止することができます。
 - ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。
 - ⑦（削除）
 - ⑧（削除）

【信託契約の解約】

- 第 46 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の 10 分の 1 を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第49条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

③（削除）

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条の2 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求すること

ができます。

【公告】

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第 1 条 第 43 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 11 年 7 月 23 日

委託者 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成 14 年 9 月 9 日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。（大和銀信託銀行株式会社は、平成 14 年 10 月 15 日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）